

指定管理者候補者の選定結果について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、西蒲区産業観光課所管の新潟市鴻東農村環境改善センターについて、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、以下の通り申請者を選定いたしました。

施設名	新潟市鴻東農村環境改善センター	
所在地	新潟市西蒲区三方1番地	
施設の概要	<p>農村の生活環境と農村生産基盤を一体的に推進し、農村地域の健全な発展を図る、地域活動の中心的な施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○供用開始 昭和55年7月 ○構 造 鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建 ○述 面 積 1112.80m² (1階 749.72m², 2階 344.44m², P・H階 18.64m²) ○施設内容 多目的ホール、談話室、会議室、料理実習室等 	
指定期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年間）	
募集形態	非公募	
指定管理者 申請者 評価会議	<p>委員長 真島 福一（新潟市西蒲区自治協議会 会長） 委員 山崎 清志（新潟県農業普及指導センター 所長） 委員 星野 真子（新潟県農村地域生活アドバイザー西蒲区連絡会 会長）</p>	
指定管理者 (候補者)	<p>団体名 鴻東地域コミュニティ協議会 代表者 大久保 昇（会長） 所在地 新潟市西蒲区三方1番地</p>	
選定理由	<p>評価会議において、申請者から提出を受けた事業計画書等について、施設の平等利用が確保されること、施設の効用が最大限に發揮されること、事業計画に沿った管理を安定して行う能力があること等を選定基準に評価を行った。その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、以下の理由により上記の候補者が適当であると判断した。</p> <p>候補者は、地域住民、団体等と連携をとりながら運営していく方針を持ち、農村環境改善センターの設置目的である農村の活性化に大いに寄与できるものと考える。</p> <p>なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりである。</p>	
スケジュール	<p>西蒲区自治協議会意見聴取 平成24年9月27日 条例改正 平成24年12月21日 指定管理者申請者評価会議 平成24年12月26日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される</p>	